第百十八条の二第一項第一号ハを次のように改める。

ハ　次の(1)又は(2)に該当する事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた制度に基づき、次のいずれかに該当する措置を講じた事業主であること。

(i)　その雇用する有期契約労働者の通常の労働者への転換

(ii)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が四年未満であるものに限る。）の無期契約労働者への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(iii)　その雇用する無期契約労働者の通常の労働者への転換

(iv)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結しているものに限る。）の通常の労働者としての雇入れ

(v)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結しているものであつて、当該派遣元事業主に雇用された期間を通算した期間が四年未満であるものに限る。）の無期契約労働者としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(vi)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）の通常の労働者としての雇入れ

(vii)　その雇用する有期契約労働者の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換

(viii)　その雇用する無期契約労働者の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換

(ix)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結しているものに限る。）の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ

(x)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ

(xi)　その雇用する勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員の通常の労働者への転換

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する全ての又は合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた事業主であること。

(ii)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等について、(イ)又は(ロ)に掲げる制度であつて、通常の労働者と共通のものを整備する等の措置を講じた事業主であること。

(イ)　医師又は歯科医師による健康診断（労働安全衛生法第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。）を実施するための制度

(ロ)　その職務等に応じて賃金を決定するための制度

(iii)　その雇用する有期契約労働者等（一週間の所定労働時間が二十五時間未満であるものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三十時間以上とする措置を講じた事業主であること。

第百十八条の二第一項第二号を次のように改める。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハ(1)の措置を講じた事業主　次の(1)から(9)までに定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十五人を超える場合は、当該事業所につき十五人までの支給に限る。）

(1)　前号ハ(1)(i)の措置を講じた場合　対象者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

(2)　前号ハ(1)(ii)、(iii)又は(v)の措置を講じた場合　対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(3)　前号ハ(1)(iv)の措置を講じた場合　対象者一人につき七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

(4)　前号ハ(1)(vi)の措置を講じた場合　対象者一人につき五十二万五千円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

(5)　前号ハ(1)(vii)の措置を講じた場合　対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

(6)　前号ハ(1)(viii)の措置を講じた場合　対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(7)　前号ハ(1)(ix)の措置を講じた場合　対象者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、五十五万円）

(8)　前号ハ(1)(x)の措置を講じた場合　対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、二十五万円）

(9)　前号ハ(1)(xi)の措置を講じた場合　対象者一人につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ロ　前号ハ(2)の措置を講じた事業主　次の(1)から(5)までに定める額

(1)　前号ハ(2)(i)の措置（その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を講じた事業主　一の事業所につき、次の(i)から(iv)までに掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハ(2)(i)の措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

(i)　一人以上四人未満　一の事業所当たり七十五万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(ii)　四人以上七人未満　一の事業所当たり十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

(iii)　七人以上十一人未満　一の事業所当たり二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iv)　十一人以上　対象者一人につき二万円（中小企業事業主にあつては、三万円）

(2)　前号ハ(2)(i)の措置（その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を講じた事業主　一の事業所につき、次の(i)から(iv)までに掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハ(2)(i)の措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

(i)　一人以上四人未満　一の事業所当たり三万五千円（中小企業事業主にあつては、五万円）

(ii)　四人以上七人未満　一の事業所当たり七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(iii)　七人以上十一人未満　一の事業所当たり十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(iv)　十一人以上　対象者一人につき一万円（中小企業事業主にあつては、一万五千円）